

## 平成24年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

### 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表します。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成24年度			12.4%	
早期健全化基準	14.43%	19.43%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「」で表示します。

平成24年度湧別町各会計の決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、上表のとおり、いずれの指標についても、早期健全化基準、財政健全化基準を下回りました。

### 資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表します。

会計名	資金不足比率 平成24年度	経営健全化基準
水道事業会計		20.0%
簡易水道事業特別会計		
下水道事業特別会計		

資金不足額が無く、比率が算定されない場合は「」で表示します。

平成24年度決算において、資金不足を生じた公営企業が無いため、該当ありません。

健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して、9月定例町議会へ報告いたしました。

平成 24 年度健全化判断比率の算定内容

実質赤字比率 (該当なし)	=	一般会計等の実質赤字額 ( 0 千円 )	/	標準財政規模 ( 6,030,502 千円 )
------------------	---	----------------------	---	-------------------------

・一般会計等：一般会計のみ

連結実質赤字比率 (該当なし)	=	連結実質赤字額 ( 0 千円 )	/	標準財政規模 ( 6,030,502 千円 )
--------------------	---	------------------	---	-------------------------

・連結実質赤字額は、次の(1)と(2)の各会計の実質収支額の合計

- (1) 一般会計及び公営事業(公営企業以外)に係る特別会計  
一般会計 / 国民健康保険特別会計 / 後期高齢者医療特別会計 / 介護保険特別会計
- (2) 公営企業に係る特別会計  
水道事業会計 / 簡易水道事業特別会計 / 下水道事業特別会計

実質公債費比率 (12.4%) 3か年平均	=	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) -	
		1,391,743 千円	308,937 千円
		(特定財源 + 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		81,970 千円	1,004,646 千円
		標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		5,925,877 千円	1,004,646 千円
		数値は H22 ~ H24 の平均値	

・準元利償還金は、次の(1)から(4)までの合計額

- (1) 特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの  
(水道事業会計 / 簡易水道事業特別会計 / 下水道事業特別会計)
- (2) 一部事務組合等への負担金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの  
(遠軽地区広域組合 / 両湧別町学校給食組合)
- (3) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- (4) 一時借入金の利子

・特定財源は、公営住宅使用料のうち公債費償還の財源に充てた額

・元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、地方交付税の算定する上で基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金

将来負担比率 (該当なし)	=	将来負担額 - (充当可能基金額 +	
		14,116,089 千円	6,709,923 千円
		特定財源見込額 + 地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額)	
		588,471 千円	8,234,922 千円
		標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
		6,030,502 千円	998,273 千円

・将来負担額は、次の(1)から(8)までの合計額

- (1) 一般会計のH24年度末における地方債現在高
- (2) 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条の経費に係るもの)
- (3) 公営企業債の地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額  
(水道事業会計 / 簡易水道事業特別会計 / 下水道事業特別会計)
- (4) 一部事務組合等が起こした地方債の元金償還に充てる湧別町からの負担見込額  
(遠軽地区広域組合)

- ( 5 ) 退職手当支給予定額 ( 全職員に対する期末要支給額 ) のうち、一般会計の負担見込額
  - ( 6 ) 設立法人の負債等に係る一般会計の負担見込額  
( 町出資法人には、湧別農業サポート社がありますが、町が債務保証及び損失補償契約を締結していないことから対象となりません。 )
  - ( 7 ) 連結実質赤字額
  - ( 8 ) 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額  
( 遠軽地区広域組合 / 網走地方教育研修センター組合 / 北海道市町村総合事務組合 / 北海道市町村備荒資金組合 / 北海道市町村職員退職手当組合 / 北海道町村議会議員公務災害補償等組合 / 北海道後期高齢者医療広域連合 )
- ・ 充当可能基金は、( 1 ) ~ ( 6 ) に充てることのできる基金の残高
  - ・ 特定財源は、地方債現在高に対してその償還財源に充てることのできる公営住宅使用料の歳入見込額
  - ・ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額は、今後地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

## 平成 2 4 年度資金不足比率の算定内容

### 水道事業会計

資金不足比率 ( 該当なし )	=	資金の不足額 ( 0 千円 )	/	事業の規模 ( 167,116 千円 )
--------------------	---	-----------------	---	----------------------

- ・ 資金の不足額 ( 法適用企業 ) = ( 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産 ) - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模 ( 法適用企業 ) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

### 簡易水道事業特別会計

資金不足比率 ( 該当なし )	=	資金の不足額 ( 0 千円 )	/	事業の規模 ( 12,723 千円 )
--------------------	---	-----------------	---	---------------------

- ・ 資金の不足額 ( 法非適用企業 ) = ( 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 ) - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模 ( 法非適用企業 ) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### 下水道事業特別会計

資金不足比率 ( 該当なし )	=	資金の不足額 ( 0 千円 )	/	事業の規模 ( 94,392 千円 )
--------------------	---	-----------------	---	---------------------

- ・ 資金の不足額 ( 法非適用企業 ) = ( 繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 ) - 解消可能資金不足額
- ・ 事業の規模 ( 法非適用企業 ) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

# 健全化判断比率等の説明

## 1 財政健全化法の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」という。)が公布され、平成19年度決算から財政指標(健全化判断比率及び資金不足比率)の議会報告及び公表、さらには平成20年度決算から早期健全化基準及び財政再生基準、経営健全化基準以上となった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることになりました。

健全化法第3条第1項では「地方公共団体の長は、毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表すること」と規定されているほか、同法第22条第1項においては、「公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率等を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表すること」と規定されています。

## 2 健全化法第3条第1項に基づく健全化判断比率

### (1) 早期健全化基準及び財政再生基準(市町村)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	財政規模に応じ 11.25～15%	財政規模に応じ 16.25～20%	25%	350%
財政再生基準	20%	30%	35%	

### (2) 早期健全化段階(自主的な改善努力による財政健全化)

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上の場合、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められたときは、都道府県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

### (3) 財政再生段階(国等の関与による確実な再生)

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。都道府県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めなければなりません。

財政再生計画を定めている地方公共団体は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。

#### (4) 健全化判断比率の概要

##### 実質赤字比率

$$= \text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$$

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさで、その大きさは「標準税収入額 + 普通地方交付税額 + 地方譲与税 + 臨時財政対策債」で求められる）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

##### 連結実質赤字比率

$$= \text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$$

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

##### 実質公債費比率（3ヵ年平均値）

$$= \{ (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額}) \} \div \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額}) \}$$

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

##### 将来負担比率

$$= \{ \text{将来負担額} (\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} + \text{退職手当支給予定額} + \text{地方公社及び損失補償している第三セクター等の負債見込額}) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る交付税算入見込額}) \} \div \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る交付税算入額}) \}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う可能性があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

### 3 健全化法第22条第1項に基づく資金不足比率

#### (1) 経営健全化基準

	資金不足比率
経営健全化基準	20%

#### (2) 経営健全化段階（公営企業における早期健全化基準に相当する基準）

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業事業は、「経営健全化段階」となり、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められたときは、都道府県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、経営健全化基準以上となった公営企業会計は、外部監査を受けなければなりません。

### ( 3 ) 資金不足比率の概要

資金不足比率

$$= \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。